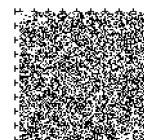


# 中西委員提出資料



「東京都の重度知的行動障害者のサービス運営指針案」

はじめに

重度行動障害者の処遇に関しては、この対策・対応できるサービス地域に不足しているため、昨年度のやまゆり事件ほか多くの施設やグループホームで人権侵害が頻発し、東京都管内でも虐待など事件が頻発している。そこで、東京都の重度知的行動障害者のサービス運営指針の改正案を提案する。

1. 重度行動障害者をグループホームや施設で処遇することは人権侵害や虐待を引き起こす原因となっている。これを解決するには個別の居宅サービスの中でも長時間の付き添い見守りが可能な重度訪問介護を活用することが彼らの生活の主体性を守り虐待を侵さないで長期にわたって地域生活を継続するにあたり必要である。
2. 社会保障審議会障害者部会の報告書のなかでは「障害者の地域移行の受け皿となるグループホームについて、重度障害者に対応することができる体制を備えた支援等を提供するサービスを位置付け、適切に評価を行うべきである」として、重度者はグループホーム、軽度者は一人暮らしとの方向性だが、重度行動障害者の中には集団生活に合わせることや他の入所者と協調していくことが難しい人も多くマンツーマン介助での対応が必要であり、入所施設やグループホームだけではニーズを不十分である。
3. 平成 24 年には重度訪問介護が行動障害のある知的障害者へ対象拡大され、長時間の移動見守りを含むマンツーマン介助が提供できるしくみはできているが、実際には市町村が支給決定を出さず利用がすすんでいない実態があるため、重度訪問介護を利用し知的障害者の地域生活をすすめていく方針を東京都が明確に示す必要がある。
4. 虐待をおこす施設やグループホームは一般的に職員の資質が低く、国は強度行動障害研修や虐待防止の研修など専門的研修の体制を構築しているが、行動障害のある知的障害者の対応は個別性が極めて高く、集団的な処遇では限界がある。重度訪問介護をマンツーマンで提供することにより、ヘルパーがその人に応じた対応を共有し、ベテラン介助者による現場での個別対応の研修を行い、その人の主体性を損なわない生活を送れるように支援体制を整えるべきである。

